一般国道四十五号（百石道路）	八戸北インターチェンジから下田百石インターチェンジまで
一般国道四十七号（仙台北部道路）	富谷ジャンクションから利府ジャンクションまで
青森県道八戸野辺地線	青森県上北郡おいらせ町字高田から青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢まで
宮城県道仙台松島線及び一般国道四十五号（仙台松島道路）	利府中インターチェンジから鳴瀬奥松島インターチェンジまで
宮城県道仙台南インター線	仙台南インターチェンジから今泉インターチェンジまで
山形県道山形永野線	山形県山形市蔵王温泉字同志平から山形県山形市蔵王成沢字羽龍まで
福島県道福島吾妻裏磐梯線（磐梯吾妻道路）	福島県福島市町庭坂字高湯から福島県福島市土湯温泉町字鷲倉山まで
福島県道福島吾妻裏磐梯線（第二磐梯吾妻道路）	福島県耶麻郡猪苗代町大字若宮字吾妻山甲から福島県耶麻郡北塩原村大字桧原字剣ヶ峯まで
福島県道会津若松裏磐梯線及び一般国道四百五十九号（磐梯山有料道路）	福島県耶麻郡磐梯町大字更科字馬洗場から福島県耶麻郡北塩原村大字桧原字湯平山まで
福島県道矢吹小野線	矢吹中央インターチェンジから玉川インターチェンジまで
茨城県道日立中央インター線	茨城県日立市助川町から茨城県日立市白銀町まで

附　則

この告示は、平成二十三年六月二十日から施行する。

○国土交通省告示第六百六十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月十七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　関越自動車道新潟線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
高崎市下斉田町字根小屋二三九番一から同市上滝町字社宮司二四番二まで	前	最大 八三 最小 三八	九〇三
	後	最大 二三二 最小 三八	
群馬県佐波郡玉村町大字上新田六一二番一から同県佐波郡玉村町大字板井字天神前六一三番二まで	前	最大 三六 最小 一	五四六
	後	最大 三六 最小 一	

○国土交通省告示第六百六十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月十七日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　中国縦貫自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
姫路市夢前町前之庄八三二番三から同市夢前町前之庄六七七地先まで	前	最大 八五 最小 二四	四七一
	後	最大 二四二 最小 三〇	

○国土交通省告示第六百六十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月十七日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　近畿自動車道敦賀線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
小浜市岡津六六号姥ヶ谷一四番二から同市府中四四号久保三三番二まで	前	最大 三〇六 最小 一一	一二、五〇七
	後	最大 二九四 最小 一一	

○国土交通省告示第六百六十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月十七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　中部横断自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
山梨県西八代郡市川三郷町宮原字御領戸四一番から同県西八代郡市川三郷町下大鳥居字上米地一四四一番一地先まで	前	最大 一三三 最小 一一	八、一〇五
	後	最大 一四六 最小 一一	
山梨県南巨摩郡富士川町青柳町字内川原三一七三番一地先から同県南巨摩郡富士川町大椚字中川原五九二番一まで	前	最大 一九五 最小 一一	一、六八五
	後	最大 二〇四 最小 一一	